

生駒市規則第 5 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 5 条の 2 を第 6 条とする。

第 7 条中「条例第 6 条」を「又は条例第 6 条」に改め、「置き、又は前条第 1 項の規定により休息時間を」を削る。

第 8 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「正規の勤務時間」の次に「（条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）」を加える。

第 11 条及び第 11 条の 2 中「第 8 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改める。

第 11 条の 3 第 1 項及び第 2 項中「第 8 条の 2 第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 11 条の 4 第 1 項及び第 2 項中「第 8 条の 2 第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に改める。

第 11 条の 5 中「第 8 条の 2 第 3 項」を「第 8 条第 3 項」に改める。

第 30 条中「、第 6 条第 1 項」及び「、休息時間」を削る。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。